

## 「所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の 改正素案（椿峰地区の追加）への意見を募集します。

### はじめに

本市におきましては、これまで建築基準法第68条の2の規定に基づく条例として、昭和60年の「所沢都市計画北野第二つばき苑地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の制定以降、西武秋津団地地区、所沢松が丘地区、所沢三ヶ島工業団地地区、東所沢ところざわサクラタウン周辺地区の全5地区で地区計画条例を制定していましたが、昨年度に条例の一本化を行い「所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」を令和6年4月1日より施行しております。

今回この条例に令和6年8月20日付けで都市計画決定を行った椿峰地区地区計画を対象地域に含めるため、関係機関等との協議を行い「所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の改正素案をとりまとめました。

なお本改正案は、椿峰地区を追加するための改正であるため、本則や既存5地区の建築制限等の変更はございません。

つきましては、さらに広く市民等の意見を聞くため、パブリックコメントを実施いたしますので、ご意見をお寄せください。

### 意見の募集について

#### ○募集期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月17日（火）まで

#### ○応募できる方

市内に在住・在勤・在学の方

市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体

本素案の利害関係者

#### ○応募方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。

ご意見に対する個別の回答は行いませんが、ご提出いただいた意見は十分に検討し、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

#### ・直接窓口へ持参

建築指導課（所沢市役所低層棟2階）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

#### ・郵送

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所建築指導課 行

#### ・FAX

04-2998-9152

#### ・Eメール

a9180@city.tokorozawa.lg.jp

- 電子申請



○資料の配布・閲覧場所

市ホームページのほか、次の窓口で資料の配布または閲覧をすることができます。

所沢市役所低層棟 2階 建築指導課

所沢市役所低層棟 1階 市政情報センター

各まちづくりセンター